

CRIC 総務委員会*から、5月27日に開催された2021年度CRIC第1回定時理事会において、答申書が提出されました。

総務委員会に諮問があったのは2020年7月、以降6回にわたって総務委員会で検討を進め、同日の答申となりました。

諮問することを決議したのは2020年5月の理事会ですが、その端緒は、前年度の2020年3月の理事会で、現行著作権法の生みの親ともいふべき加戸守行理事が「還暦を迎えたCRICは、目まぐるしく変化する著作権を取り巻く状況に併せ、新たなビジョンを持ち次のステージに進まなければならない。」と発言したことによります。逝去される9日前のことでした。

ますます重要性が高まる著作権制度の普及啓発というCRICの使命とは裏腹に、ここ数年のCRICの活動は必要最低限にとどまらざるを得ませんでした。この加戸理事の遺言ともいふべき提案に、今後のCRICの公益目的事業の指針をここに打ち出すこととしました。

内部の意見だけではなく、外部から有識者を招いて参考人とし、正会員、賛助会員からアンケートをとるということも行いました。この場を借りて、ご多忙のところアンケートにご協力いただいた皆様にお礼申し上げます。

答申全文及びアンケート結果を下記に掲載します。

<https://www.cric.or.jp/about/disclosure.html#toushin2021>

CRIC 事務局

*委員会は、理事会の諮問に応じて審議調査を行い、答申することを任務とし、その委員は正会員が指名したその役職員（会員代表者を除く）及び学識経験者のうちから、理事会の決議により委嘱されます。